別表１　研究開発業務における研修等受講者数

No.	研　修　名	受講者数（名）
1	新規採用者研修	39
2	英語プレゼンテーション能力向上研修	9
3	所内短期技術研修	2
4	日本語ビジネスコミュニケーション講座	3
5	新採用総合研修（森林技術総合研修所）	26
6	農研機構全職種管理者研修	6
7	農研機構チーム長等研修	4
8	農研機構主査等研修	3
9	農林水産関係研究リーダー研修	2
10	農林水産関係中堅研究者研修	3
11	農林水産関係若手研究者研修	1
12	第 228 回農林交流センターワークショップ「食品を対象とした放射能分析（初級者向）」	1
13	公文書管理研修 I	5
14	公文書管理研修 II	2
15	アーカイブズ研修 I	1
16	政府関係法人会計事務職員研修	1
17	英語研修（研究交流センター）	7
18	Winter 英語研修（研究交流センター）	2
19	北海道地区ハラスメント防止研修指導者養成コースの研修	1
20	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修（関東）	2
21	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修（北海道）	1
22	英語研修（北海道支所）	4
23	政策評価に関する統一研修（講義型研修）	1
24	外国語研修（英語）（東北支所）	2
25	近畿地区中堅係員研修	1
26	語学研修（英語）（関西支所）	1
27	安全管理者選任時研修	1
28	英語研修(九州支所)	2
29	図書館等職員著作権実務講習会(九州)	1
30	図書館等職員著作権実務講習会（科学園）	1
31	英語研修（林木育種センター）	5
32	高度技術者養成講習会「Google Cloud で始めるデータサイエンス入門」	1
33	研究倫理教育 e ラーニング（eAPRIN）受講	537

34	個人情報保護に関する研修	66
35	放射線業務従事者教育訓練	16
36	化学物質等の管理に関する教育訓練	390
37	第 1 回情報セキュリティ教育研修	1,025
38	公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修	1,060
39	全国安全衛生に関する研修	868
40	全国労働衛生に関する研修	800
41	第 36 回ダイバーシティ推進セミナー（選択的夫婦別姓制度）	141
42	研究倫理研修会	545
43	第 37 回ダイバーシティ推進セミナー（森林総研未来会議①：こんな職場がいいな！そんなアイディアを出し合おう）	101
44	発注者網紀保持に関する研修	672
45	第 2 回情報セキュリティ教育研修	245
46	公文書管理に関する研修	780
47	海外安全講習会	28
48	コンプライアンス研修	890
49	著作権に関する研修	211
50	個人情報保護に関する研修	789
		計 9,305

別表 2　水源林造成業務における研修等受講者数

No.	研　修　名	受講者数（名）
1	新規採用職員研修	15
2	新任管理職研修	10
3	新任係長研修	2
4	評価者再研修	6
5	中堅職員研修	6
6	コンプライアンス研修（管理者向け）	94
7	コンプライアンス研修（全職員向け）	464
8	情報セキュリティ研修	462
9	労働安全衛生管理研修	79
10	メンタルヘルス対策研修	15
11	ダイバーシティ研修	72
12	森林・林業技術研修	17
13	林業機械基礎研修	2
14	森林総合監理士等育成研修	6
		計 1,250

別表３　森林保険業務における研修等受講者数

No.	研　修　名	受講者数（名）
1	新規採用者フォローアップ研修	4
2	保険知識の向上研修	6
3	メンタルヘルス研修	40
4	コンプライアンス研修（管理者向け）	13
5	コンプライアンス研修（全職員向け）	40
6	評価者研修	1
7	交通安全等研修	40
8	労働安全衛生管理研修	38
9	情報セキュリティ研修	40
10	個人情報保護研修	3
11	ダイバーシティ研修	40
12	公文書管理研修	40
		計 305

別表４　研究開発業務における技能講習会等参加者数

No.	講習会等名	参加人数（名）
1	危険物取扱者保安講習	7
2	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	9
3	小型移動式クレーン運転業務技能講習	3
4	丸のこ等取扱作業従事者安全教育	4
5	刈払機作業安全衛生教育	21
6	新伐木(チェンソー)特別教育	22
7	研削と石取替業務特別教育	5
8	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	6
9	玉掛け技能講習	3
10	床上操作式クレーン運転技能講習（5t 以上）	2
11	クレーン取扱い業務等特別教育	3
12	小型車両系建設機械特別教育	3
13	木材加工用機械作業主任者技能講習	1
14	チェーンソー・刈払機研修	1
15	高性能林業機械（安全指導研修）	1
16	プレス・シャーの金型等取付け等の業務特別教育	1
17	高所作業車特別教育（10m 未満）	5
18	高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育	1

19	安全運転管理者講習	6
20	防火・防災管理講習	1
21	防災管理者講習	4
22	甲種防火管理者講習	2
23	エネルギー管理員	1
24	エネルギー管理講習（資質向上講習）	1
25	安全衛生推進者養成講習	1
26	安全管理者選任時研修	1
27	上級救急救命講習	1
28	TOEIC　Listening＆Reading 公開テスト	1
29	日商簿記検定３級	1
		計 118

別表５　水源林造成業務における外部研修会等参加者数

No.	研修会等名	参加人数（名）
1	公文書管理研修Ⅰ	18
2	公文書管理研修Ⅱ	24
3	職場のメンタルヘルス基礎研修会	2
4	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会	4
5	過重労働解消のためのセミナー	14
6	給与実務者研修	4
7	勤務時間・休暇関係実務研修	1
8	苦情相談実務研修会	3
9	トレーナー養成ワークショップ	4
10	公共調達・公共工事と会計検査講習	3
11	会計検査の指摘事例から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会	1
12	JRRC 著作権セミナー	1
13	官公需確保対策地方推進協議会	2
14	鳥獣被害対策コーディネータ等育成研修	8
15	第２回 NISC 勉強会	2
16	生物多様性保全研修	4
17	保安林及び林地開発許可２研修	4
18	森林保護管理（獣害）研修	3
19	森林総合管理士育成１研修	6
20	森林作業システム研修	3
21	チェーンソー伐木造材技術（安全指導）研修	1

22	高性能林業機械研修	1
23	木材産業・木材利用（基礎知識・木質バイオマス利用）研修	2
24	無人航空機活用技術研修	1
		計116

別表６　森林保険業務における外部研修会等参加者数

No.	講習会等名	参加人数（名）
1	公文書管理研修(国立公文書館)	3
2	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会	1
3	政府関係法人会計事務職員研修	1
4	発注者綱紀保持に関する研修	3
5	森林組合指導担当者基礎研修	3
6	森林整備事業研修	1
7	ＣＳＩＲＴ研修	4
		計16

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－５	第４　その他業務運営に関する重要事項 ５　ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省４－⑪ 行政事業レビューシート事業番号：2022-農水-21-0224

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値（※２）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
女性職員割合［%］	－	16.6	18.5					
女性管理職割合［%］（※１）	－	5.1	7.5					
評価指標２に係るもの								
育児休業利用者数（女性）［人］	－	5.0	8					
育児休業利用者数（男性）［人］	－	3.4	7					

※１　管理職は課長相当職以上を指す。
※２　前中長期目標期間各年度４月１日における割合・人数の平均値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。 また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。	テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。	１　ダイバーシティ推進の取組状況 ２　勤務形態の状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
	＜主要な業務実績＞	評定　A
第４　その他業務運営に関する重要事項 **５　ダイバーシティの推進** テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供する。 男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。	１　ダイバーシティ推進の取組状況 これまで研究開発業務の職員のみを対象に実施してきた、キャリア形成に関する悩みや心配事を相談する場であるキャリアカウンセリングについては、機構の全職員が参加できるよう、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務で合同開催した。合同開催により、対応能力の向上につながる情報や知見の共有を進めた。 ダイバーシティに関する役職員の理解を深めるため、今年度は職場における身近な問題を題材にした以下の４件のセミナー、研修を開催し、職員間のコミュニケーションの円滑化を図った。 ・研究開発業務：「選択的夫婦別姓制度について」、「森林総研未来会議①：こんな職場がいいな！そんなアイデアを出し合おう」 ・水源林造成業務：「不妊治療の理解のために」 ・森林保険業務：「選択的夫婦別姓制度について」	＜評定と根拠＞ ダイバーシティ推進について、先の業務実績のとおり、当初計画に記載された取組を着実に実施した。 令和３年度はダイバーシティサポートオフィス（DSO）の幹事機関として、DSO 加盟機関のダイバーシティ推進の取組を進めるため、DSO 懇話会の話題提供をするなどの多角的な活動を行った（評価指標１）。また、職場内のアンケート等に Web ツールの活用を進め、多様な参加形態を実現した（評価指標１）。 男女共同参画意識調査の実施や日本語を母語としない職員に対する英語対応、障害を有する者の業務等への参加を促進するための調査等によって、職員のダイバーシティを推進した（評価指標１）。

また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。	セミナーの開催や職場内のアンケート等に当たっては録画ビデオの配信やWebツール等を活用し、出先機関の職員の参加を可能とするなど、ダイバーシティに関する情報交換の機会を幅広く提供した。 男女共同参画週間や様々なセミナー等の機会を利用して外部機関との連携を進めた。 ・幹事機関として参画しているダイバーシティサポートオフィス（DSO）の懇話会では「選択的夫婦別姓制度について」と題した講演を開催し、DSO加盟機関のダイバーシティ推進の取組を進めた。 ・日本植物生理学会年会の男女共同参画ランチョンセミナー（テーマにこだわらず自由なディスカッションを行うために昼食時に開催される会合）では「筑波研究学園都市でのキャリアパスとは～女性研究者の視点から～」と題した講演を開催した。 このような取組を通じてダイバーシティ推進に資する先進の事例についての情報の提供及び収集を行い、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発した。 2　勤務形態の状況 ワークライフバランスに配慮した勤務形態の整備として、令和3年7月から在宅勤務を制度化した。従来から、研究職員については通常勤務や早出勤務、遅出勤務、フレックスタイム勤務、裁量労働制勤務が、一般職員については通常勤務や早出勤務、遅出勤務が可能であったが、在宅勤務を選択できる機会を新たに整備した。 3　計画にない業務実績 ・日本語を母語としない外国人職員対応として、ダイバーシティ推進に関わる会議資料やウェブサイト及び図書館内掲示の日英併記を進め、外国人職員の働きやすさを大きく改善させた。 ・研究職員募集に日本語を母語としない者の応募を可能とするため、英語化した募集要綱の作成を進め、R4年度4月採用者の募集から使用した。本取組の初年度の結果として、日本語を母語としない応募者数の大幅な増加（R3年度4月：1名 →R4年度4月：14名）という成果が得られた。日本語を母語としない者の採用数はいずれも1名であった。 ・事業用車やレンタカーの規程等の改正を行ない、障害のある職員が持つ業務遂行上のバリアを取り除く取組を進めた。その結果、次年度より、障害のある職員は専用装備のあるレンタカーを事業用に借りることを可能とした。また、従来は非常勤職員は事業用車の運転を行えなかったが、雇用責任者が障害のある職員である場合は、圃場や苗畑から実験施設へのサンプル運搬等に限定して事業用車の運転を可能とした。 ・施設のバリアフリー化を進めるため、車いす利用者の来所時の専用の駐車スペース、多機能トイレ、その間の移動経路や段差等の有無を調査し、それらがない場合はその設置可能スペースの有無について調査した。その結果は、次年度における対応策に使用する予定である。 ・ダイバーシティ推進策についてはパンフレットを作成し、そのデータはウェブサイト（https://www.ffpri.affrc.go.jp/geneq/chishiki/guidebook/documents/initiative_diversity_2021.pdf）に掲載し、周知した。 ・男女共同参画意識調査をWebツールを用いて実施し、初めて8割を超える職員から回答を得た。今回はワークライフバランスや女性活躍促進に加えコロナ禍で新たに必要性を感じたことや今年度新たに策定された在宅勤務制度についての回答を得た。また、研究所・支所、林木育種センターでは、英語表記版の男女共同参画意識調査を選択可能とした。実施結果は概略パンフレットを森林機構のウェブサイト（https://www.ffpri.affrc.go.jp/geneq/chishiki/guidebook/documents/2201ishikichosa_pamplet_3.pdf）に掲載し、周知した。 ・機構のダイバーシティ推進アドバイザー（3年間）を公募し、ジェンダー論や女性研究者活躍支援に造詣の深いアドバイザーを設定した。	新たに在宅勤務を制度化し実施したことで、特にワークライフバランスに配慮した勤務形態の選択範囲を拡大した（評価指標2）。 計画にない業務実績として、会議資料やウェブサイトの日英併記を進めた。この取組の結果、日本語を母語としない者の応募者数の大幅な増加という成果が得られた。障害のある職員への対応として、所内規定等の改訂を進めたほか施設のバリアフリー化に関わる検討をした。ダイバーシティ推進に向けたパンフレットの作成や男女共同参画に関する意識調査を実施した。機構のダイバーシティ推進アドバイザー（ジェンダー論や女性研究者活躍支援が専門）を設定した。 以上を総合的に勘案し、第4－5に係る自己評価は「A」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き中長期計画に沿って取り組む。

主務大臣による評価	評定	A
＜評定に至った理由＞ 　新たに在宅勤務を制度化して実施し、ワークライフバランスに配慮した勤務形態の選択範囲を拡大したこと、会議資料やウェブサイト及び図書館内掲示の日英併記を進め、日本語を母語としない職員の働きやすさを大きく改善したことに加え、施設のバリアフリー化を進めるための車イス利用者の移動経路や段差の有無等の調査を実施したことといった、多様性に対する多角的な取り組みが認められる。 　ダイバーシティ推進に向けたパンフレットの作成とウェブサイトへの掲載、男女共同参画意識調査の実施と結果のウェブサイトへの掲載、ダイバーシティ推進アドバイザーの設定など、計画を上回る実績が認められる。また、研究職募集にて英語化した募集要項の導入により、日本語を母語としない応募者数の大幅な増加が認められたことから、「A」評定とした。		

４．その他参考情報
特になし。

様式2－1－4－2　国立研究開発法人　年度評価　項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）　様式

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－６	第４　その他業務運営に関する重要事項 ６　情報公開の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省４－⑪、⑲ 行政事業レビューシート事業番号：2022-農水-21-224、2022-農水-21-0259、2022-農水-21-0246

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	（参考情報）
該当なし								

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。 また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。	独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。 ・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。	1　情報公開対応状況 2　情報公開における個人情報保護等の研修実施状況 3　民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
	＜主要な業務実績＞	評定　B
第４　その他業務運営に関する重要事項 **６　情報公開の推進** 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。 また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。	**1　情報公開対応状況** 情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載した。 令和３年度は、情報公開制度による開示請求が２件（水源林造成業務１件、森林保険業務１件）あり、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行った。 **2　情報公開における個人情報保護等の研修実施状況** 総務省が主催する情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会に８名、独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に 52 名を参加させ、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整えた。その他関係諸会議に担当者を出席させた。 **3　民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。** 独立行政法人通則法等に基づき、森林保険運営に係る情報を幅広くウェブサイトで公表した。法律等に基づくもの以外についても経営の透明性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率や森林保険審査第三者委員会の概要についてウェブサイトで公表した。	＜評定と根拠＞ 情報公開の対応状況については、情報公開の法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載するとともに、開示請求者に対して適切な対応と迅速な開示決定を行い、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標１）。 情報公開における個人情報保護等の研修については、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会等に参加し、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標２）。 森林保険業務に関する情報の公開については、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標３）。 以上を総合的に勘案し、第４－６に係る自己評価は

		「B」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、適切に情報公開を推進する。
主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

4．その他参考情報
特になし。

様式2－1－4－2　国立研究開発法人　年度評価　項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）　様式

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－７	第４　その他業務運営に関する重要事項 ７　情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省４－⑪、⑲ 行政事業レビューシート事業番号：2022-農水-21-0224、2022-農水-21-0259、2022-農水-21-0246

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値（※１）	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
自己点検実施［回］	－	3	3					
インシデント対応訓練実施［回］	－	3	3					
評価指標３に係るもの								
情報セキュリティ研修［回］	－	4	4					

※１　前中長期目標期間の最終年度値

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。	政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力、組織的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。 ・個人情報の保護を適切に行っているか。	1　情報セキュリティ取組状況 2　不正アクセスへの対応状況 3　職員研修の実施状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
第４　その他業務運営に関する重要事項 **７　情報セキュリティ対策の強化** 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を参照し、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。	＜主要な業務実績＞ **1　情報セキュリティ取組状況** 当機構の情報セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画等に基づき、以下の取組を実施した。 ・機構情報セキュリティ・ポリシーについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」を踏まえ、令和４年３月に改定した。 ・水源林造成業務においては、支給以外端末を安全に利用するため、「森林整備センター支給以外の端末の利用に関する取扱いについて」を定め、令和３年７月に施行した。 ・森林保険業務においては、Web 会議サービスの新たな導入に際し、利用に当たって情報セキュリティ対策を適切に講ずるため、「森林保険センターWeb 会議サービス利用に関する取扱要領」を定め、	評定　B ＜評定と根拠＞ 情報セキュリティ・ポリシーの改定の他、情報セキュリティ対策推進計画等に基づいて、セキュリティ確保や不正アクセスへの対応の取組を着実に実施した（評価指標１及び２）。 役職員等に対して情報セキュリティに係る教育研修を実施する等を通じてサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化を図り、また個人情報の管理・保護の徹底に努めた（評価指標３）。

情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じつつ、情報通信技術の高度化への対応を進める。
情報セキュリティ対策の実施状況を把握しつつ、PDCA サイクルによる検討と改善を行い、併せて個人情報の保護を推進する。

令和 4 年 1 月に施行した。
・在宅勤務でのテレワークにおける情報セキュリティ確保の留意点や、大きく変化するサイバー環境等に関する情報収集を継続して行うとともに、役職員に対して情報提供し、組織全体の対応力の強化に努めた。
・情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施した。

この他、情報セキュリティ担当職員を国立研究開発法人情報通信研究機構主催の研修に参加させ、資質の向上及び対応力の強化を図った。

2　不正アクセスへの対応状況

各情報端末のセキュリティ確保や不正アクセス対策に対応するため、以下の取組を実施した。
・研究開発業務においては、IT 資産管理システム及びウイルス対策ソフトによる端末内の設定や状態の確認・監視を行った。また、令和 4 年 2 月に IT 資産管理システムを更新して対策を強化した。
・水源林造成業務及び森林保険業務においては、令和 4 年 3 月に各情報端末のセキュリティ確保ツールに、ウイルス感染後の被害を最小限に抑え拡大を防ぐための EDR（各端末での検知と対応）機能を追加した。

3　職員研修の実施状況

サイバー攻撃に対する防御力等の強化のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティに係る教育研修と対策の自己点検、及びインシデント対応訓練を実施した。
それら研修受講や訓練への参加状況の把握、役職員等の理解度の確認・点検、知識習得補助等のため、e ラーニングシステムを活用した。

情報セキュリティ教育研修と対策の自己点検（休職者等を除く全役職員等を対象に実施）
・研究開発業務：教育研修を 6 月と 11 月に実施。自己点検を 11 月に実施。
・水源林造成業務：9 月に教育研修と自己点検と併せて実施。
・森林保険業務：教育研修を 8～9 月に実施。自己点検を 10～11 月に実施。

情報セキュリティインシデント対応訓練
・研究開発業務：事業所毎に全役職員等を対象とした訓練を 12～3 月に実施。
・水源林造成業務：CSIRT（インシデント対応チーム）職員を対象に 10 月に実施。
・森林保険業務：全職員を対象に 10 月に実施。
・水源林造成業務及び森林保険業務：抽出した半数の職員に対し標的型メール攻撃対応訓練を実施。

このほか、研究開発業務においては、全役職員等を対象にした「個人情報保護に関する研修」を 3 月に開催し、e ラーニングシステムによる理解度テストを実施して、受講確認を行った。
また研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の各 CSIRT 職員を、内閣サイバーセキュリティセンター、農林水産省、国立研究開発法人情報通信研究機構が主催した Web 形式の研修に参加させた。

以上を総合的に勘案し、第４－７に係る自己評価は「B」とする。

＜課題と対応＞
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ビデオ通話を利用した各種会合の開催、在宅勤務において職場端末を遠隔操作するリモートデスクトップサービスの活用を進める等、機構内外を業務連携させる基盤としてインターネットと各種外部サービスを利用する場面が増えており、情報セキュリティと安全を維持しながら、

		必要な業務環境を創出する重要性が増している。 　日々追加される新たなサービスやその内容・機能について、変化の都度、再評価して行く必要があることから、情報セキュリティ・ポリシーや各種関係規程についても、適時の見直しに取り組む。 　また、個々の対策については、その効果や実施状況を把握し、PDCA サイクルを踏まえて、情報セキュリティ対策内容の改善に努める。 　特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底についても、継続して取り組む。
主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 　自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－８	第４　その他業務運営に関する重要事項 ８　環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省４－⑪、⑲ 行政事業レビューシート事業番号：2022-農水-21-0224、2022-農水-21-0259、2022-農水-21-0246

2．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標 （平成 25 年度比）	基準値 （※１）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
CO2 排出量［t-CO2］	10,256	11,524	9,345					
調整済み排出量［t-CO2］	9,986	11,220	9,400					
削減率［%］	11	－	18.9					
総エネルギー使用量［GJ］	213,807	229,900	191,900					
削減率［%］	7	－	16.5					
上水使用量［㎥］	119,210	128,183	69,467					
削減率［%］	7	－	45.8					
評価指標２に係るもの								
労働災害発生件数「件」	－	－	28					

※１　政府の方針に従い平成 25 年度の数値を基準値とする。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。	森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行う。 教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。 水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理しているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 ・環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか。 ・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。 ・水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。	1　環境負荷低減のための取組状況 2　事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 3　事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
第４　その他業務運営に関する重要事項 **８　環境対策・安全管理の推進** 森林研究・整備機構環境配慮基	＜主要な業務実績＞ **１　環境負荷低減のための取組状況** 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年６月 22 日法律第 49 号）」及び「森林研究・整備機構中長期環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。政府の温室効果ガス排出削減計画が策定された事を受け、「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」を	評定　B ＜評定と根拠＞ 森林研究･整備機構環境配慮基本方針を見直すとともに同方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組んだ（評価指標１）。

本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組む。	見直し、同方針に沿って「環境目標及び実施計画」を作成した。 また、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。その結果、CO2 排出量は平成 25 年度比で 11%の削減目標に対して実排出量は 18.9%の削減、調整後排出量は 16.2%の削減となり、目標を超える結果となった。また、総エネルギー使用量は平成 25 年度比で 7%の削減目標に対して 16.5%の削減、上水使用量についても平成 25 年度比で 7%の削減目標に対して 45.8%の削減となり、目標を超える結果となった。 研究開発業務における施設については、九州支所の空調機更新を初め空調設備の更新の際には省エネタイプのものを選定し、温室効果ガスの排出削減に努めた。また、九州支所において一部に LED 照明を導入するなど、照明器具の改修の際に LED 化し、省エネに努めた。 物品調達に当たっては、グリーン購入法適合商品など環境物品の積極的な調達を行った。	省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発と具体の削減に努めた結果、CO2 排出量、総エネルギー使用量、上水使用量のいずれも削減目標を達成した（評価指標１）。 また、環境物品の積極的な調達により環境負荷軽減のための取組を実施した（評価指標１）。
化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を随時行うとともに、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進する。	研究開発業務における化学物質の管理については、化学物質管理システムによる一元管理を行うとともに、化学物質取扱いの手引きの改正を行った。これらのことについては、教育訓練などによって役職員に周知し、化学物質の適切な管理を推進した。 生物材料等の管理については、遺伝子組換え生物等や動物を扱う実験を行う場合は、外部委員を含む遺伝子組換え実験安全委員会、動物実験委員会において審議を経て、承認を得なければならないという原則を堅持し、実験に携わる職員全員に教育訓練を受講させるなど適正な管理に努めた。	化学物質管理システムによる一元的な管理や手引きの改正等及び教育訓練を行うことにより、化学物質の適正な管理を推進した（評価指標１）。
これらの取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成し公表する。	令和２年度の環境対策について、「環境報告書 2021」を取りまとめて公表した。	環境報告書 2021 を取りまとめて公表したことにより、環境配慮等に関する国民の理解を深めた（評価指標１）。
安全衛生管理の年度計画を策定し、教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。	**２　事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況** **労働安全衛生の確保** 道路交通法の改正を踏まえて、事業用車の運転時における運転者の酒気帯び確認を４月以降適切に実施できるよう、自動車管理運行規程の改正、アルコール検知器の購入準備、酒気帯び確認方法の周知などを実施した。 【研究開発業務】 令和３年度安全衛生管理計画に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員の安全及び衛生に関する事項について検討し、対応策を講ずるなど、計画に基づき実行した。７月の安全週間には、職場点検を実施するとともに、労働安全に関する教育をｅラーニングにより実施した。 また、過去の労働災害の事例の発生原因や予防策等を明確にして労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新しつつ、所内向けのイントラネットに常時掲載した。 さらに、労働災害発生時には、職員災害発生速報により全職員に注意喚起を行うとともに、危険性が高い災害や病気に関する情報についてもイントラネットを使用して情報提供した。 加えて、災害発生等緊急時における役職員等の安否確認を迅速かつ確実に把握するため、安否確認システムによる訓練を実施した。 【水源林造成業務等】 令和３年度安全衛生管理実施計画に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、年２回（６月、11 月）各整備局を加えた拡大安全衛生委員会を開催し、労働安全に係る情報の共有を図った。 また、現場業務においては、職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」に基づき、安全管理・指導の徹底に努めた。蜂災害対策として、新規採用者等に蜂アレルギー検	令和３年度安全衛生管理計画等に基づき、安全衛生委員会を毎月開催し、職員の安全及び衛生に関する事項について検討するとともに、対応策を講じ職場の安全対策及び安全衛生に関する管理体制を適切に構築・運用した（評価指標２）。 また、新型コロナウイルス感染症に関する予防対策を講じた（評価指標２）。 道路交通法の改正を踏まえて、運転者の酒気帯び確認を４月以降適切に実施できるよう準備をした。

査の実施を徹底するとともに、自動注射器等の応急器具、防蜂網及びマダニ対策として忌避剤等を現場事務所に配布した。
　さらに、労働安全衛生に関する各種規程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を１冊に編さんし各事務所に備え付けている「労働安全対策の実務必携」について、連絡網等の資料の更新を促し、職員の安全への意識を高めた。
　加えて、安否確認システムにより、災害発生時等の緊急時における役職員等の安否確認を迅速かつ確実に把握した。

【森林保険業務】
　令和 3 年度安全衛生管理計画に基づき、職場点検、交通安全 DVD 教材を使用した交通安全教育等（6 月）を実施したほか、「森林保険センター現場業務等の出張時の安全対策要領」に基づき、出張時の連絡体制の確保等の安全管理の徹底に努め、職員の安全意識の向上及び安全活動の活性化を図った。また、安否確認システムにより、災害発生時等緊急時における職員の安否確認を迅速かつ確実に把握した。

健康の確保
【研究開発業務】
　メンタルヘルス対策として、カウンセリングルームを毎月１回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医による健康相談を随時開催した。
　新たに令和４年度からの職員の相談窓口としてカウンセリングセンターと委託契約を結ぶなど、メンタルヘルスを含む健康管理体制を拡大した。
　また、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」に基づき、10 月の労働衛生週間時に労働衛生に関する意識を高めるための教育を e ラーニングにより実施した。ストレスチェックについても、昨年度同様 10 月に実施（回答率 86.4%）し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。
　新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、入口にサーモグラフィーカメラやアルコールディスペンサー、執務室に飛沫防止アクリル板設置の措置を講ずるとともに、初動対応や予防対策等に係るガイドラインに基づき、普段からの予防措置の徹底、出張・会議・イベントでの予防対策、時差出勤・在宅勤務の推進などの感染予防対策を図った。

【水源林造成業務等】
　職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対し適切に対処するため、産業医による健康相談室を毎月１回開設した。
　また、職員を中央労働災害防止協会及び各地の産業保健総合支援センターが主催するメンタルヘルスに関する研修会等に参加させ、メンタルヘルス対策について知識の向上を図るとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。
　さらに、ストレスチェックについては、10 月に実施し（回答率 100%）、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。
　新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、初動対応や予防対策等に係るガイドラインに基づき体制を整備するとともに、時差出勤、年休取得の奨励や在宅勤務の実施、執務室内の感染防止対策の徹底、職員の健康管理に資する情報の提供等に努めた。

【森林保険業務】
　ストレスチェックを 11 月に実施し（回答率 100%）、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。また、「全国安全週間」及び「全国労働衛生週間」の期間中、職場内へのポスター掲示等により労働安全衛生の周知を図った。
　新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、初動対応や予防対策等に係るガイドラインに基づき対応するとともに、時差出勤、年休取得の奨励や緊急事態宣言発令時等における在宅勤務の実施、執務室内の感染防止対策の徹底、職員の健康管理に資する情報の提供等に努めた。

水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。	**3　事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況** 水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保に当たり、各整備局及び各水源林整備事務所は、開催する会議等において労働安全衛生に関する指導を行うとともに、安全パトロールを実施した。 また、労働安全衛生指導の強化を図るため、造林者等に基本事項遵守の周知徹底について指導を行うとともに、すべての事業において造林者が行う労働安全衛生管理体制等を確認・指導した。 さらに、各整備局の林業事業体等に対して、最近の水源林造成事業での労働災害の発生事例等を踏まえた本部からの指導（キャラバン）を３整備局で実施した。（休業４日以上の労働災害の発生状況：24件）	事業者等への技術指導の一環として、労働安全衛生に関する指導を実施したことにより、水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生を確保した（評価指標３）。 以上を総合的に勘案し、第４－８に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 環境対策については引き続き、環境配慮基本方針、環境目標及び実施計画に基づき取り組む必要がある。 労働安全衛生の推進については、引き続き安全衛生管理計画に基づき労働災害の発生防止に努める。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。